

宇治茶GAP 点検シート

2026年点検用（マニュアル第10版）

【内 容】

はじめに

茶園管理編 点検シート（P 1～19）

製茶工場編 点検シート（P20～33）

申請区分	
上級	初級

氏 名		
自己点検日	/	/

宇治茶GAP推進協議会

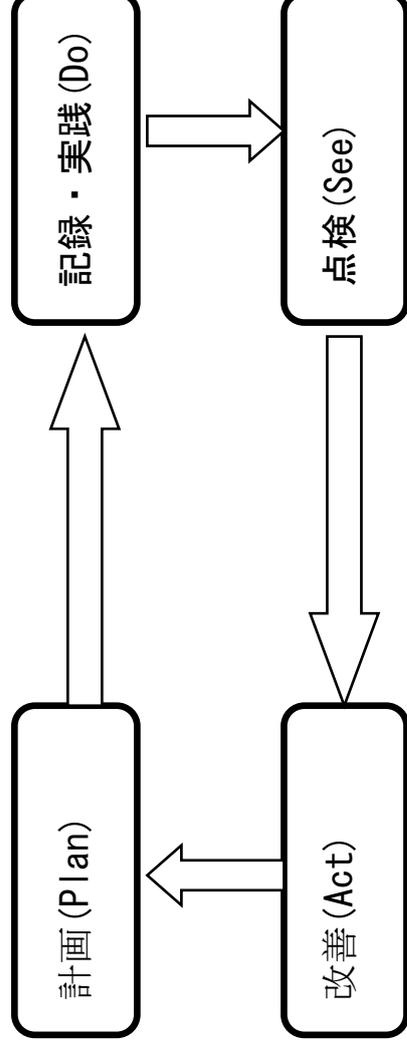
～はじめに～

1 GAP (Good Agricultural Practice) とは

GAPは、良い農業を続けていくこと、すなわち、農産物の安心安全の確保、生産者の労働安全の確保、環境保全、また信頼のある生産活動の実現に向けての生産者自身の取組（ツール：道具）です。

具体的には、

- ① 農作業の工程を振り返り、良い農業とするために気を付けるべき点が無いかを検討し（リスク※の気づき）
- ② 気づいたリスクを避けるための工夫やルールを考えて改善し、
- ③ 改善した作業を振り返り、さらにより良い農業へと改善していく持続的な取組です。



GAPの実践は、単に点検項目を確認するだけではなく、農業経営における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進めるために、計画 (Plan) →記録・実践 (Do) →点検 (see) →改善 (Act) の4段階を繰り返すことによって、さらにより良い農業へ改善していく持続的な取組です。

2 宇治茶GAPの必要性

宇治茶GAPの取組は、生産者を守り、また産地の信頼を高める取組です。

昨今、産地の偽装表示や残留農薬問題などの事件が次々と発生し、消費者の食の安心・安全への関心は年々高まりを見せており、生産者にはこれまでに以上にリスク管理（農薬・肥料・水・異物混入など）が厳しく求められています。ひとたび、食の安心・安全を脅かすような事件・事故が起きると、生産者自身の経営だけでなく、産地全体としても大きなダメージを受けることとなります。

また、茶園や製茶工場での農作業事故は、事故にあった生産者の身体的苦痛はもちろん、作業の中断は、茶業経営上も大きなダメージになります。

さらに、環境に負荷を与えるような茶業は、将来にわたる持続的な茶生産を脅かすものです。

GAPの取組みは、以上のようリスクを低減していく取組であり、また、消費者や茶流通業者の信頼に繋がる、まさに茶産地としての土台として必要不可欠な取組です。

※リスク：損失を被る危険性、被害や悪影響、危険を与える可能性

3 宇治茶GAPの特徴

宇治茶GAPは、京都府内の生産者のための取組みであり、茶関係機関が一体となって支援をします。

府内の生産者全員が、宇治茶GAPに取り組むことで、宇治茶産地としての取組となります。このため、府内の茶関係機関が一体となって、生産者の取組を支援します。

宇治茶GAPや本点検シートについての質問や、不明なことがありましたら、「宇治茶GAP指導員」にお尋ねください。

4 宇治茶GAPへの誤解

GAP = 「チェックシート（点検シート）の記帳」ではありません。

GAPと聞くと、「チェックシートに記帳すること」との誤解があります。

チェックシートは、GAPに取り組むための手段であり、取り組むためのポイントを示してくれるものです。

チェックシートに記帳しているだけで、本来の目的であるリスク低減が図れていないのでは、記帳の手間だけを費やすことになり、GAPに取り組むメリットが消えてしまいます。

施設（工場）の新しさ、古さで、GAPに違いはありません。

GAPは、リスクを低減させる取組で、個々の生産工程の工夫やルールづくりによって改善を図っていきます。

施設（工場）が古ければ「×」、新しければ「○」という考えは、GAPには当てはまりません。

仮に古い施設であっても、リスク低減に向けた工夫やルールづくりによって改善が図れば、それはGAPの成果です。

逆に新しい施設であっても、生産者にGAPに取り組む意識がなければ、リスクを放置することになり、GAPに取り組んだことにはなりません。

5 「宇治茶GAP」の取り組み方

自分の作業の中で、リスクの高いところから、また、出来るところから取り組み、**宇治茶GAPを「実践」**しましょう。

「宇治茶GAP」は、宇治茶の生産者と産地がこれからも持続的に発展していくことを目的に導入されました。

この「宇治茶GAP点検シート」の一つ一つの項目の実践が、生産者の経営を守り、消費者の信頼を得る産地としての発展に繋がります。

点検シートに基づいて個々の作業を振り返ると、これまで何げなくしていたことでも、「安全」でないお茶になるリスクがあることに気づいたり、これまでに以上に安全な茶生産に向けての工夫が見えてくるかもしれません。

これまでに取引先から製品に対してクレームを受けたり、怪我をしてしまった作業はありませんか。
また、まだ起こってはいないけれども、大変なことが起こってしまわないように、まずは、リスクの高いところから、また、出来るところから取り組んでみてください。

6 宇治茶GAPの「実践」と「承認」について

○「実践」

京都府内の生産者全員がGAPを正しく理解し、取組を開始すること（GAPの実践）が、産地として重要です。前述のように、初めから点検シートのすべての項目に取り組むことは困難かもしれません。

宇治茶GAP推進協議会では、産地全体の着実な取組を進めるために、まずは、生産者全員の「実践」を推進することとしています。

○「承認」

宇治茶GAPの実践者を対象に、所定の基準をクリアした製茶工場からの申請に基づき、審査・承認（初級・上級）が行われます。

※「実践」・「承認」の仕組みや手続きについては、冊子『宇治茶GAPの手引き』を参考に、不明な点は宇治茶GAP指導員にお問い合わせ下さい。

茶園管理編

農場責任者：

肥料保管責任者：

施肥設計責任者：

農藥管理責任者：

茶園管理編

1 「茶園作業の工程管理のための基本情報の整理」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-1-1	必須	茶園・関連施設の 基本情報の整理	宇治茶GAPに取り組む際の基礎的な情報として、下記の情報を整理している。 ①茶園の名称または茶園番号、茶園所在地の特定(地番等)、面積、品種 ②倉庫等の施設の名称、所在地の特定(地番等) ③周辺の状況が分かる茶園(圃場群)・施設の地図			
1-1-2	必須	責任と権限	下記の責任者を決めて経営に取り組み、組織表で役割を明確にしている。 ①農場責任者 ②施肥責任者 ③農薬管理責任者 ④労働安全責任者			

2 「安心安全な茶園管理を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-1	必須	新規に栽培する茶園の安全性の確認	<p>新しい土地でお茶の栽培を開始する前に、①～⑥について検討し、問題がある場合は対策を実施している。</p> <p>①土地の過去の使用状況はどうか</p> <p>②土質(水はけ等)・水質が、お茶の栽培に適しているか</p> <p>③土が有害物質で汚染されていないか</p> <p>④使用する水が有害物質で汚染されていないか</p> <p>⑤安全な作業ができる土地か(勾配、段差、崩落等)</p> <p>⑥ドリフトの危険性がないか(周辺の栽培作物の確認等)</p>			
1-2-2	重要	茶園土壌の安全性の確保	<p>茶園土壌が、安全性に問題がある物質で汚染されていないかについて、周辺の状況や行政の土壌汚染地域の指定状況等から検討し、問題があれば対策をとっている。</p>			
1-2-3	重要	栽培中に使用する水の安全性の確認	<p>農薬散布や灌水等、茶園で使用する水に、安全性に問題がある要因(農薬、除草剤、重金属等)が含まれていないか、周辺の状況や行政による水質調査から検討し、問題があれば対策をとっている。</p>			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-4	重要	農薬散布機の 使用前点検	①農薬散布作業の前に、タンクやホース等の散布器具が十分に洗浄されていることを点検している。 ②ノズルやホースの接合部等に問題がないかチェック(試運転)を行ってから農薬の散布作業を開始している。			
1-2-5	必須	農薬の正しい計 量・希釈	①農薬を正確に計量できる器具(秤)を使用している。 ②平らな場所で正確に希釈している。			
1-2-6	必須	農薬の使用基準 の遵守	①京都府茶生産協議会発行の「茶樹病害虫防除指針」の使用基準を守っている。 ②使用する時には、適用農作物(茶)、適用病害虫、使用時期(摘採前日数)、使用方法(散布・灌注等)・希釈倍率・使用量・使用回数・総使用回数及び混用可否について、最新の情報を確認して使用している。			
1-2-7	必須	農薬散布機の使 用後の充分な洗 浄	農薬の散布後には、薬液タンク・ホース・噴頭・ノズル等の農薬が残っている可能性がある箇所は全て手順を決めて十分に洗浄している。			
1-2-8	必須	ドリフト(農薬飛 散)事故の回避対 策(その1)	周辺で栽培されている作物の栽培状況を把握し、そこからの農薬のドリフト(飛散)の危険性について認識している。			
1-2-9	重要	ドリフト(農薬飛 散)事故の回避対 策(その2)	周辺の生産者と農薬散布予定の情報交換をすることなどにより、ドリフト(飛散)回避対策を行っている。 また、情報交換以外のドリフト対策に、ルールを決めるなどして取り組んでいる。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-10	必須	農薬使用を必要最低限にする取組	化学農薬の使用回数を必要最低限にするための様々な工夫に基づく病害虫防除を行っている。			
1-2-11	必須	農薬の適切な保管(場所)	①部外者が立ち入れないようにする等、盗難対策がとられている。 ②農薬の保管場所には、危険性を警告する表示があり、普通物と毒劇物はかならず分別して保管し、毒劇物の保管場所には必ず施設、表示をしている。			
1-2-12	必須	農薬の他容器への移し替えの禁止	農薬類は、もともとの容器できちんと保管しており、ジュース等飲料の容器に移し替えてはいない。			
1-2-13	必須	発火性または引火性の恐れがある農薬の適切な保管	発火性または引火性の恐れがある農薬を保管している場合は、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-14	重要	農薬の保管方法 【保管上の整理 整頓方法】	<p>① 開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれない様 にしている。</p> <p>② 農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水 和剤の上に置かない、もしくはトレー等を利用している。</p> <p>③ 作物に使用するもの、作物以外に使用するもの（除草剤や非農耕地に 限って使用が許可されているもの）を分けて保管し、誤用を回避している。</p> <p>④ 農薬流出に対処するため、開封した農薬及び未開封でも破損し易い容 器の農薬については、内容量にあったトレーや囲いを活用している。 流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ゴミ袋等を用意 している。</p> <p>⑤ 冷蔵・乾燥した場所で保管している。 また、ラベルで要求されている場合にはその温度条件が保たれている。</p> <p>⑥ その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に 従っている。</p> <p>⑦ 立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。</p> <p>⑧ ラベルが読める程度の明るさを確保している。</p> <p>⑨ 農薬及び農薬準備・使用に必要な器具と、それ以外の肥料等の資材・ 摘採袋・燃料・機械・農産物等が接触しないように保管している</p> <p>⑩ 農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策をとっている。</p>			
1-2-15	必須	農薬の最終有効 年月の管理	最終有効年月を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は安全に保管・管理 し、地域の行政やJAの指導に従って処分している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-16	必須	農薬使用の記録 ①	農薬を使用する際は、茶生産管理台帳に下記の項目がわかるように記録している。 ① 使用場所（圃場の名称または圃場番号） ② 使用年月日 ③ 農薬の商品名及び有効成分 ④ 希釈倍数と使用量 ⑤ 摘採日（摘採前日数）			
1-2-17	重要	農薬使用の記録 ②	① 作業者名 ② 使用目的（適用病害虫・雑草名） ③ 使用方法（散布機等の機械の特定を含む） ④ 農薬使用責任者名			
1-2-18	重要	特殊肥料・敷き草・その他資材の安全性	汚泥肥料・堆肥等の特殊肥料等の資材は、農産物に危害を及ぼす要因（重金属・化学物質・有害微生物・放射性物質）がないことを確認して使用している。			
1-2-19	重要	肥料散布機の使用前点検	肥料散布機の使用前点検を行い、散布口の詰まりが無い等を確認するな どして安全に正確に散布出来ることを確認している。			
1-2-20	必須	摘採等の作業中の危害要因の特定・検討	茶園管理作業の中にある茶の安心安全を脅かすリスクを認識するために、作業内容や使用機械、器具を体系化して整理し、危害要因を検討している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-2-21	必須	茶の安全を確保する対策・ルール・作業手順の決定	1-2-20で認識した安心安全を脅かすリスクを防ぐための対策・ルール・作業手順を検討し、各作業工程ごとに作成して文書化している。 対策・ルール・作業手順は、別表1(P16)を参考として独自の必要ルールを定めている。			
1-2-22	必須	対策・ルール・作業手順の周知と実施	1-2-21で定めた対策・ルール・手順を全ての作業者が知っていて、実践している。			

3 「農業労働の事故を防ぐために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-3-1	必須	作業における危険箇所の把握	茶園管理作業を振り返り、ケガや事故が発生する恐れのある危険な作業・場所について、一覧表などを作成して整理している。			
1-3-2	重要	事故の防止対策	1-3-1で整理した一覧表等に基づき、事故を防ぐための対策やルールを作成している。具体例としては別表2(P17)を参考とする。			
1-3-3	重要	事故の防止対策の作業者への周知徹底	1-3-2で決めた対策・ルール・手順を、作業者全員が知っていて実践している。			
			危険な作業を実施する作業者は、下記の条件を満たしている。 ①安全な作業のための十分な説明や訓練を受けたことが記録で分かる。 ②酒気帯び者、薬剤を服用し、作業に支障のある者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者には作業に従事させないようになっている。 ③高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ④高所作業や落下物、転倒の危険がある場所での作業時に、ヘルメットを着用する等、安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。 ⑤一日あたりの作業時間と休憩取得を設定している			
1-3-4	重要	危険な作業に対する作業者の制限				

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-3-5	必須	公的資格の取得	法規制で定められている作業の公的資格の保有や講習の修了者がいることを証明出来る。 例：自動車運転免許、危険物取扱者、フォークリフト運転技能講習等			
1-3-6	重要	安全な農業機械の使用	①安全装備の確認、使用前点検、使用後の整備等は機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で実施している。 ②機械・設備の安全を損ねるような改造を実施していない。			
1-3-7	必須	適切な燃料の保管管理(その1)	①燃料類の周辺は、火気厳禁にしている。 ②危険物は、消防法及び地方公共団体の火災予防条例に定める指定数量に関する取り決めに遵守して保管している。(別表3(P18~19)参照) ③適切に消火設備を配置している。 ④燃料類は、ひび割れやキャップ・栓の閉め忘れ等がなく、漏洩を防止して保管している。 ⑤内容物に適した容器を用いて保管している。			
1-3-8	努力	適切な燃料の保管管理(その2)	①使用しないときはバルブをしっかり閉めている。 ②燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている。 ③危険物表示を行っている。			
1-3-9	必須	農薬散布時の保護衣・防護具の着用	①農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って、適切に防護衣・防護具(マスク・ゴーグル・手袋等)を着用している。 ②マスクについては、使用回数・期間の指定がある場合にはそれに従っている。			
1-3-10	重要	保護衣・防護具の洗浄	保護衣・防護具は、使用後に適切に洗浄している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-3-11	必須	保護衣・防護具の適切な保管	保護衣と防護具(マスク・ゴーグル・ゴム手袋、ゴム長靴等)は、農薬および農産物と接触しないよう保管している。			
1-3-12	必須	労災保険への加入	常時雇用の従業員(同一生計人は含まない、但しパート、アルバイトは含む)がいる場合、労災保険に加入している。(常時雇用の従業員が、5名未満の個人事業を除く)			
1-3-13	必須	最低賃金の遵守	従業員・雇用人の最低賃金は法律を遵守している。			

4 「環境にやさしい茶園管理を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-4-1	必須	農薬散布液の調整方法	①農薬の散布液が余ることの無いよう、散布面積から必要な量だけを調整している。 ②農薬の空き容器や調整する際に使用した計量カップ等は、使用后3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻している。			
1-4-2	重要	農薬による水質汚染の防止	下記のことを守り、使用した農薬が地下水や河川を汚染しないようにしている。 ①必要最低限の農薬を使用している。 ②散布液を適切に処理している。 ③散布器具の洗浄水を適切に処理している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-4-3	必須	農薬の周辺住民への影響の回避	<p>①周辺地へ農薬のドリフト(飛散)がないように、散布方法や風向き・風速などに気をつけて散布している。</p> <p>②散布する際の近隣住民への事前の周知等を行っている。</p> <p>農薬の空容器は下記のことを守って保管している。</p> <p>①空容器の処理と保管はラベルの指示に従っている。</p> <p>②容器内の農薬は使い切っている。</p> <p>③空容器は他の目的に使用しない。</p> <p>④人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に保管している。</p>			
1-4-4	必須	廃棄物の減量・分別・リサイクル(農薬の空容器)	<p>農薬の空容器は下記のことを守って処理している。</p> <p>①地方公共団体の指導に従って処理している。</p> <p>②地方公共団体、農協等に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。</p>			
1-4-5	必須	廃棄物の適正な処理の実施(農薬の空容器等)	<p>必要以上の施肥によって、地下水や河川を汚染しないように、下記のことを守り、施肥量の適正化等に留意している。</p> <p>①投入した堆肥等からの肥料成分を考慮している。</p> <p>②施肥基準に則した施肥をしている。</p> <p>③緩効性肥料の利用等をしている。</p>			
1-4-6	重要	肥料による水質汚染の防止				

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-4-7	必須	肥料の使用に関する内容の記録・保存	生産管理台帳に下記の内容を記録している。 ①施肥した場所(圃場の名称または圃場番号)と面積 ②施肥日 ③肥料等の名称と成分 ④施肥量 ⑤施肥方法(散布機械の特定を含む) ⑥作業者名			
1-4-8	必須	廃棄物の適切な保管と処理	①茶園管理作業で出る廃油・廃プラスチック・植物残渣・その他の廃棄物を把握し、処理方法と保管場所を整理している。 ②廃棄物は地方公共団体の指導に従い、適切に保管・処理している。 ③使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしていない。			
1-4-9	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクルの実施	茶園から出る廃棄物(廃油・廃プラスチック・植物残渣・その他廃棄物)について、下記の項目について取り組んでいる。 ①廃棄物の減量に努めている。 ②決められた場所に分別して保管している。 ③リサイクルの実施(植物残渣)、リサイクルの努力(植物残渣以外)をしている。			
1-4-10	重要	外来雑草の適切な管理	堆肥を施用する場合は、未熟な堆肥を使用していない(発酵熱による外来雑草種子等の殺滅に留意している。)			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-4-11	必須	土づくりの実践	堆肥や適切な土壌改良資材の投入等により、土づくりを行っている。			
1-4-12	重要	土壌流出の防止	茶園からの、土壌や肥料の流出が考えられる場合には、透水性の改善や敷き藁を行うなどの流出防止対策をとっている。			
1-4-13	努力	エネルギー削減対策の実践	① unnecessary電力消費がないよう管理している。 ② 車のアイドリングのストップ等、省エネルギーを実践している。			
1-4-14	努力	適切な鳥獣被害対策の実施	下記のようない鳥獣を引き寄せない対策、被害防止対策を実施している。 ・放任果樹の伐採 ・侵入防止柵の設置 ・追い払い活動			

5 「安定的な経営のために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-5-1	必須	登録品種の種苗の適切な使用	許諾が必要な苗や穂木を購入する際には、権利者の許諾をえられているか購入先に確認を行っている。			
1-5-2	努力	知的財産の保護	① 新たに開発した技術は特許・実用新案を申請するか、秘匿化するか、公開するか、方針を決めている。 ② 新たに育成した品種は、品種登録をしている。 ③ 新たにブランド化した商品名は商標登録している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-5-3	必須	苗の購入伝票等の保存	①新植や改植をする場合、苗の品種名・販売者・購入年月日を記録している。 ②自ら育苗している場合、挿穂の出所(圃場の名称または圃場番号)を記録している。			
1-5-4	重要	茶栽培機械の適切な保全・整備	①肥料散布機・農薬散布機・茶園管理機等、動力の付いた設備・機械は、年1回以上の定期点検・整備及び必要に応じた始業前点検を行い、設備・機械の不良による労働事故、農産物汚染、環境汚染等を防いでいる。 ②設備・機械の定期点検、整備及び修理の記録を残している。 ③外部の点検・整備(修理を含む)サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。			
1-5-5	重要	肥料等の在庫管理	①肥料等の在庫が台帳で確認できる。 ②肥料等の購入記録や散布記録に基づいて、台帳には入庫ごと・出庫ごとの記録がある。また、記録から実在庫が確認できる。但し、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。			
1-5-6	重要	農薬の在庫管理	①農薬の在庫が、台帳で確認できる。 ②農薬購入記録と農薬使用記録に基づいて、台帳には入庫ごと・出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。 ③開封された農薬から先に使用できるように管理している。			
1-5-7	必須	自己点検の実施	宇治茶GAPの自己点検を年に1回以上行っている。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
1-5-8	重要	信頼できる自己点検の実施	自己点検は、宇治茶GAPを十分に理解している者が行っている。 例えば、下記の方法がある。 ・すでに承認されている農場の責任者が行う。 ・宇治茶GAP指導員と共同で行う。 ・宇治茶GAP指導員による十分な指導のもとで、農場の責任者が行う。 ・宇治茶GAP生産者研修会に参加している。			
1-5-9	必須	自己点検からの改善	自己点検の結果、取り組めていない項目を認識し、改善に向けた取組を検討している。また、そのことが記録で分かる。			
1-5-10	必須	記録の保管管理	宇治茶GAPでの記録(点検シート)を、過去3年以上保管している。			
1-5-11	重要	訪問者に対する注意喚起	家族、従業員以外の外来者に対しても、GAPで定めたルールを説明の上、守ってもらっている。			
1-5-12	必須	従業員との労働上の基本的な事項に関する誓約書の取り交わし	従業員に対して、労働上の基本的な事項に関する誓約書の取り交わし、ルールを守ってもらっている。			

別表1 1-2-21 茶の安全を確保する対策・ルール・作業手順の例(摘採・被覆・生葉運搬等)

No.	対策・ルール・作業手順(具体例)
1	・新しい被覆資材を導入する場合は、臭気のないものなど、安全な素材であることを確認する。
2	・劣化した被覆資材は、使わないようにする(異物混入防止)。
3	・被覆資材をはずす際、ピンチが茶園に残らないように注意する。
4	・摘採する圃場が、散布した農薬の摘採前日数の基準を満たしていることを確認してから摘採をする。
5	・摘採容器(袋・かご)中に、古葉や異物が残存していないか確認をする。
6	・摘採袋に、土や石等の異物が付着しないように対策をとる。
7	・摘採機のボルト・ネジ・錆・塗装片・摘採残渣等の異物等が生葉に混入しないように対策をとる。
8	・茶株面等のごみ・落ち葉・雑草の刈り込み・土埃等が摘採生葉に混入しないように対策をする。
9	・作業者の所有物・服装からの異物が混入しないように対策をとる。(タバコ・軍手・タオル・携帯電話・ペン等)
10	・茶葉に触れる可能性のある部分に使用する潤滑油は、食品専用のタイプを使用する。
11	・燃料タンクからの燃料漏れがないように対策をとる。
12	・給油時に茶園に燃料がかからないように対策をとる。
13	・生葉運搬用のトラックの荷台は、清潔にする。
14	・生葉は摘採袋や荷台に無理に詰め込み過ぎないようにし、保護シートをかける等して、速やかに茶工場へ搬送する。
15	・靴底に付着した泥・砂利等が混入しないように対策をとる。
16	・生葉投入口付近の地面の石・砂利等の異物が混入しないように対策をとる。
17	・摘採袋は、定期的に洗浄等して衛生的に保管する。
18	・摘採袋は、農薬・肥料・油類からの汚染を防止できる場所に保管する。
19	・茶工場へ搬入前に、農家の倉庫内で一旦生葉をあげて調整する場合には、農薬・肥料・油類からの汚染を防止できる場所を実施する。また、シートや掃き込み用の箒・箕は、衛生的で異物混入が防止出来るものを使用し、ほうき等で、材質の劣化したものは取り替える。

別表2 1-3-2農業労働の事故を防止する対策・ルール・作業手順の例

No.	対策・ルール・作業手順(例)
1	・乗用型管理機の積み降ろし時に、転落や横転を防止する対策をとる。
2	・乗用型管理機の搬送時に、転落、横転、及び他の車との接触を回避する対策をとる。
3	・段差、崖及び防霜ファン等の障害物のある場所を十分に認識した作業を行う。
4	・圃場の傾斜を考慮した機械操作を行う。
5	・作業を中断して機械調整や異物除去をする場合は、必ずエンジンを切って実施する。
6	・安全走行に留意する。
7	・生葉の搬送時には、摘採袋が落下しないように、保護シート等できっかりと固定する。
8	・油類は、ひび割れやキャップ・栓の閉め忘れ等がなく、漏洩を防止して保管する。また、漏洩した場合に備えて、布切れ等を常備する。
9	・油類の周辺は、火気厳禁にする。
10	・はしごや脚立を使用する場合は、落下防止対策をとる。
11	・小屋内ですまずかないように整理整頓し、十分な明るさを確保する。
12	・危険性を喚起する表示をする。

別表3 対応番号1-2-13 危険物該当薬剤一覧例

2017年1月現在

商品名(仮名)	指定数量	消防法類別	消防法品名	消防法性状	
サブマーシ [®]	400ℓ	第四類	第1石油類	水溶性	
防虫菊乳	1000ℓ		第2石油類		
ア [®] ローチBI	2000ℓ		第2石油類		
ニース [®]					
ハイテンパ [®] ワー					
ラビ [®] テン3S					
ミックスパ [®] ワー					
ア [®] グリメック				1000ℓ	第2石油類
スミチオン乳					
ダース [®] ハン乳					
アクテリック乳					
エルサン乳					
トクチオン乳剤					
ス [®] プラサイト [®] 乳40					
カルホス乳					
ア [®] ディオン乳					
スミロ [®] ディー乳					
ロ [®] ディー乳					
トレホ [®] ン乳					
ノーマルト乳					
ア [®] タフロン乳					
オ [®] マイト乳					
ミルベ [®] ノック乳					
ネマモール乳					
D-D					
ア [®] ファーム乳					
マツチ乳					
テ [®] イトラ [®] ベックス油					
トレ [®] ファノサイト [®] 乳					
DC油剤					
アイ [®] ヤーエース					
ク [®] イックタッチ					
テ [®] デオ [®] ン乳					
テ [®] ロン					
ハイ [®] スロイト [®] 乳					
ササラ	4000ℓ	第3石油類	水溶性		
ア [®] ニキ乳					
モ [®] スピランSL液					
まくびか					
エン [®] セダン乳	2000ℓ	第3石油類	非水溶性		
カ [®] スケート [®] 乳					
ス [®] プレーオイル					

商品名(仮名)	指定数量	消防法類別	消防法品名	消防法性状
ラビサンスプレー	2000ℓ	第四類	第3石油類	非水溶性
トモノールS				
ハマキコン-N				
ハチハチ乳				
アタックオイル				
エアータック乳				
ガードホープ液				
サブリナフロアブル				
スピンドロン乳				
ハーベストオイル				
ホタニガードES				
リノエース				
ワイドコート				
マン油乳95%	6000ℓ		第4石油類	非水溶性
アーリーセーフ			動植物油類	
サンクリスタル乳				
スミチオン乳70	100kg	第五類	第2種自己反応性物質(ニトロ化合物)	非水溶性

※利用にあたっては、最新情報を確認してご使用ください。

製茶工場編

工場責任者:

製茶機械管理責任者:

エネルギー管理責任者:

出荷責任者:

製茶工場編

1 「製茶作業の工程管理のために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-1-1	必須	茶工場の基本的情報	<p>宇治茶GAPに取り組む基礎的な情報として、工場主が茶工場について下記の最新情報を把握している。</p> <p>①茶工場の名称</p> <p>②茶工場の所在地</p> <p>③製造品目(もみ茶・てん茶)と最大生葉処理量/時間</p> <p>④茶工場周辺の状況が分かる見取り図</p> <p>⑤茶工場のレイアウト図 (エネルギー・水の関連設備・製造設備・機械・資材・工具・油類・掃除用具等の置場、入出荷口、出入口、靴の履き替え場所、休憩・喫煙場所、飲食場所、トイレ、更衣場所、手洗場、廃棄物置場等)</p>			
2-1-2	必須	責任と権限	<p>下記の責任者を決めて工場運営に取り組み、組織表で役割を明確にしている。</p> <p>①工場責任者 ②製茶機械管理責任者 ③エネルギー管理責任者 ④出荷責任者</p>			

2 「安心安全な茶製造を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-2-1	必須	食品衛生に関する管理運営基準の理解	製茶工場は食品製造工場であることを意識して、衛生的な管理を心がけている。			
2-2-2	必須	製造工程の明確化と危害要因の特定と検討	生葉の受入～荒茶の運送・引渡しまでの製茶工場における製造工程を文書化して整理し、特に重点管理すべき危害要因があるかを検討する中で、見いだした危害要因をなくして、茶の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化(表示・掲示でも良い)している。 ①生葉の受入～荒茶の出荷までの、製茶工程を文書化(または図示)して整理している。 ②また、その工程中に食品の安全に關して、特に重点的に管理するところがあるかを検討し、別表4を参考に危害要因を無くす対策・ルールを作成している。 ③②で定めた対策・ルールを実施している。また、実施状況を工場責任者が確認している			
2-2-3	必須	対策・ルール・作業手順の周知と実施	2-2-2で定めた対策・ルール・手順を作業員全員に周知、指導している。			
2-2-4	必須	作業における作業員や作業場の衛生管理について	①作業員の衛生管理の実施について取り組んでいる ②製茶工場における衛生的な水の使用に取り組んでいる ③手洗い設備やトイレ設備の確保とその設備の衛生管理を実施している ④荒茶製造に使用する機械・器具類の衛生的な補完・取扱・洗浄を実施している ⑤製茶工場、荒茶保管施設として適切な施設・設備を確保し、衛生管理を実施している ⑥荒茶製造時の汚染や異物混入を防止する対策を実施している			

3 「農業労働の事故を防ぐために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-3-1	必須	作業における危険箇所の把握	製茶工場内において作業員のケガや事故が発生することが考えられる危険な作業・危険な場所について一覧表などで整理している。作業内容・作業手順・機械に変更があった場合には、一覧表を修正している。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-3-2	重要	事故の防止対策	2-3-1で整理した一覧表に基づき、事故を防ぐための対策・ルール・作業を作成している。対策やルールの設定の具体例としては、別表5を参考とし、実状に応じて独自の対策も考える。			
2-3-3	重要	事故防止対策の作業者への周知徹底	①工場内で作業を行う全員に対して、対策やルールを周知している。 ②危険性のある箇所・作業には、作業員に注意喚起を促す表示をしている。 ③作業者の間で事故になりかねない危険な事例の情報を共有している。 ④機械類の誤操作を防ぐ対策をとっている(カバー設置等)。			
2-3-4	重要	危険な作業に対する作業者の制限	①茶工場の作業者について、労働安全の観点から、十分な教育訓練を受けたことが記録で分かる。 ②作業は、酒気帯び者・薬剤を服用し作業に支障のある者・病人・妊婦・年少者・必要な資格を取得していない者には従事させないようにしている。 ③高齢者に対する作業分担の配慮をしている。 ④高所作業や落下物がある場所での作業時にヘルメットを着用するなど、安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。 ⑤一日あたりの作業時間と休憩の取得を設定している。			
2-3-5	必須	労働安全衛生に関する公的資格・講習	法規制で必要とされている場合には、労働安全に影響する作業における公的資格の保有、または講習を終了したことが証明できる。			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-3-6	重要	安全な農業機械の使用 (日常的に使用する機械・設備の日常点検)	<p>①安全装置の確認、使用前点検、使用後の整備等は、機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で実施し、記録をつけている。</p> <p>②機械・設備の安全を損ね、作業員に労働事故が起こるような改造を実施していない。</p> <p>③ボイラー設置など、必要な場合は届け出を行い、取扱作業主任者を設置している</p>			
2-3-7	必須	適切な燃料の保管管理(その1)	<p>①燃料類の周辺は、火気厳禁にしている。</p> <p>②危険物は、消防法及び地方公共団体の火災予防条例に定める指定数量に関する取り決めに遵守して保管している。</p> <p>③適正な場所に消火器を配置している。</p> <p>④燃料類は、ひび割れやキャップ・栓の閉め忘れ等がなく、漏洩を防止して保管している。</p> <p>⑤燃料類は、内容物に適した容器を用いて保管している。</p>			
2-3-8	努力	適切な燃料の保管管理(その2)	<p>①使用しない時はバルブをしっかりと閉めている。</p> <p>②燃料タンク等の転倒防止対策を講じている。</p> <p>③危険物表示を行っている。</p>			
2-3-9	必須	労災保険への加入	<p>常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。 (常時雇用の従業員が5名未満の個人事業を除く)</p>			
2-3-10	必須	最低賃金の遵守	<p>従業員・雇用の最低賃金は、法律を遵守している。</p>			

4 「環境にやさしい茶製造を行うために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-4-1	必須	廃棄物の適切な保管と処理	<p>①廃油・廃プラスチック・その他環境を汚染する可能性のある廃棄物を、保管場所を決めて適切に保管している。</p> <p>②廃棄物は、地方公共団体の指導に従い、適切に処理している。</p> <p>③使用済み農業資材を、野焼き、放置、埋め立てしていない。</p>			
2-4-2	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクル	<p>製茶工場から出る廃棄物について、下記の項目等について取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量に努めている。 ・決められた場所に分別して保管している。 ・リサイクルの努力をしている。 			
2-4-3	努力	エネルギー使用量の把握	電気・ガス・重油等のエネルギー使用量を把握し、節約に役立てている。			
2-4-4	重要	省エネルギーの努力	<p>機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫をしている。</p> <p>(取り組み例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。 ・作業工程を見直し、作業効率を上げる。 ・不要な照明は消灯する。 ・エネルギー効率の高い機械・施設を選択する。 			

5 「安定的な経営のために」

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-5-1	重要	茶工場の設備・機械の適切な保定期点検について	<p>① 茶工場関連の設備・ボイラーや製茶機械等の機械類は、年1回以上の定期点検・整備、及び必要に応じて始業前点検を行っており、設備・機械の不良による労働事故、農産物汚染、環境汚染等を防いでいる。</p> <p>② 設備・機械の定期点検・整備及び修理の記録を残している。</p> <p>③ 外部の点検・整備（修理を含む）サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。</p>			
2-5-2	必須	自己点検の実施	宇治茶GAPの自己点検を年1回以上行っている。			
2-5-3	重要	信頼できる自己点検	<p>自己点検は、宇治茶GAPを充分に理解している者が行っている。 例えば下記の方法がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇治茶GAP生産者研修会に参加する。 ・宇治茶GAP指導員と共同で行う。 ・宇治茶GAP指導員による充分な指導の下で責任者が行う。 			
2-5-4	必須	自己点検からの改善	自己点検の結果、取り組めていない項目を認識し、改善に向けた取組を検討している。 また、そのことが記録で分かる。			
2-5-5	必須	記録の保管理・期間	<p>宇治GAPに関する記録（宇治茶GAP点検シート、台帳など）について、以下の期間保存している</p> <p>① 茶の出荷に関する記録については、3年間 ② ボイラーの自主点検に関する記録については、3年間 ③ ①、②以外の記録については取引先からの情報提供の求めに対応するため必要な期間</p>			

番号	レベル	項目	取組事項	取り組んでいる	取り組めていない	当てはまらない
2-5-6	必須	搬入生葉と生葉 摘採情報のつな がり	搬入された生葉について、遡って調べられるよう、下記の内容を記録している。 ①生葉受入ロット ②ほ場番号またはほ場名 ③茶種名 ④摘採方法 ⑤茶工場受入日 ⑥生葉受入数量 ⑦残留農薬検査をした場合、その結果 荒茶の出荷について下記の内容を記録している。			
2-5-7	必須	荒茶の出荷と 製造情報のつな がり	①出荷先 ②出荷日 ③茶種名 ④出荷数量 ⑤荒茶製造ロット ⑥残留農薬検査をした場合その結果 荒茶製造番号ごとに、生葉の受け入れ記録を特定するために、荒茶製造ごとに下記の内容を記録している。			
2-5-8	必須	荒茶の製造と搬 入生葉情報のつ ながり	①荒茶製造番号 ②荒茶製造日 ③荒茶製造数量 ④荒茶製造に使用した生葉受入ロット			
2-5-9	重要	訪問者に対する 注意喚起	設備修理業者、昇学者等の外来者に対しても、安心安全な茶づくり、農業 労働事故防止、環境への配慮上必要な対策を伝達して入場させている。			
2-5-10	必須	従業員との労働上 の基本的な事項に 関する誓約書の取 り交わり	従業員に対して、労働上の基本的な事項に関する誓約書の取り交わり、 ルールを守ってもらっている。			

別表 4 : 2-2-2-2 一般衛生管理ポイント (農産物の安全を確保する対策・ルール・作業手順の例)

項目内容	対策・ルール・作業手順の例
工場で使用する水に関する項目	<p>生葉コンテナやボイラー及び茶葉と接する機械設備の洗浄に使用する水、及び作業員の手洗いに使用する水が、水道水以外の場場合には、公的検査機関、または厚生労働大臣が指定する検査機関に依頼して、年1回以上の水質検査を受け、飲用可の水であることを確認しその記録を保管している。</p> <p>水を殺菌・浄水して使用している場合には、殺菌・浄水装置の作動状況を1日1回以上点検し、その記録を保管している。</p> <p>貯水槽を使用している場合は、定期的に清掃し清潔にしている。 法令に定められている場合は、水質検査を実施しその記録を保管している。</p>
工場への有害鳥獣他の侵入、駆除に関する項目	<p>茶工場外部からの工場内部への、ねずみ族・昆虫及び鳥獣類の進入を防止する対策を取っている。 例：穴や隙間を塞ぐ、開放厳禁の措置、網戸・ネット・トラップの設置、光の管理等。但し、忌避材を使用する場合には、食品衛生に影響のない方法で実施する。</p> <p>ねずみ、昆虫及び鳥獣類の棲家・繁殖場所となる可能性のある場所は、清潔な状態にしている。特に飲食をする場所や茶埃の堆積しやすい場所の管理に注意を払っている。</p> <p>ねずみ・昆虫の発生しやすい場所を選定して、粘着性捕獲器等をセットしている。</p> <p>設置状況と捕獲状況について年2回以上記録して保管している。</p> <p>捕獲状況から対策の見直しが必要な場合には実施している。</p> <p>駆除が必要な場合には、食品衛生に影響のない方法で駆除を行っている。(殺鼠剤等の薬剤を使用する場合には保健所に相談する)</p>

項目内容	対策・ルール・作業手順の例
	<p>屋外の排水溝及び廃水枡は、定期的に清掃している。</p> <p>茶工場周辺の植栽は、昆虫・小動物を誘引しないように管理している。</p> <p>工場周辺に昆虫の発生し易い水溜りが放置されていない。</p> <p>工場周辺で除草剤・防虫剤・その他の化学物質を使用する場合には、茶工場内へのドリフト及び茶葉への汚染を防止している。</p> <p>周辺の農場からの農薬散布で、茶工場内に農薬がドリフトし、残留が心配される場合には、防御対策をとっている。</p> <p>茶工場の加工エリア及びその周辺に、家畜やペットを持込んでいない。</p> <p>掃除後の茶シブ・茶埃・植物残渣等の廃棄物置場が衛生的に管理されている。</p> <p>喫煙場所・禁煙場所が明確になっている。</p>
工場内の異物混入・衛生管理対策に関する項目	<p>窓ガラスや壁材・床材の割れによる異物混入防止の対策をとっている。</p> <p>雨漏りがない。また、天井材の剥がれ、落下による異物混入防止の対策をとっている。</p> <p>アスベストが使用されているか確認し、使用されていた場合には対策を取っている。</p> <p>照明が割れて茶葉に混入する可能性がある場合は、飛散を防止する対策をとっている。</p> <p>施設内に水が滞ることのないよう、作業場の床や内部排水溝は衛生的に管理されている。</p> <p>農薬・家庭用殺虫剤・肥料・農機具を加工エリア内に置いていない。</p> <p>床、壁、天井、柱、梁等の構造物の破損、剥離、鏽、その他劣化による異物混入を防止する対策をとっている。</p> <p>照明は十分な明るさが確保されている</p>

項目内容	対策・ルール・作業手順の例
工場内の異物混入・衛生管理対策に関する項目	<p>茶埃を定期的に除去している。</p> <p>コンベヤ等の製造ラインが床より下にある場合は、床からの異物混入防止対策をとっている。</p> <p>外履きと内履きのエリア分けを明確にしている。</p> <p>衛生的で、異物混入の防止できる服装・帽子・内履きで入場している。</p> <p>携帯電話・財布・タバコ・ライター・鍵・装飾品等の私物の持ち込み、着用に関して、異物混入防止ができる対策をとって入場している。</p> <p>爪は長すぎず、付け爪やマニキュアをしていない。</p> <p>発熱や腹痛を伴う病気や手指に化膿を伴う外傷を負っている者は、茶葉にふれる業務には従事させないようになっている。</p> <p>毛髪等、着衣への付着物由来の異物混入を防止する対策を取っている。(例えば粘着ローラー掛け等)</p> <p>手洗い設備が設置されており、流水・液体石鹸・清潔な手拭き(ペーパータオル等)・消毒が利用可能である。</p> <p>手洗い手順が表示されていて、その手順に従って手洗いを実施して入場している。手洗いは、茶葉に触れる作業に従事する場合に必ず実施している。</p>
トイレに関する項目	<p>トイレは、加工エリアから隔離された場所に設置している。</p> <p>トイレには手洗い設備が設置されており、流水・液体石鹸・清潔な手拭き(ペーパータオル等)・消毒が利用できる。</p> <p>手洗い手順が表示されていて、用後は、その手順に従って手洗いを実施している。</p> <p>トイレは清掃、消毒が実施され、清潔に維持している。</p> <p>トイレの履物は、工場内部の履物とは区別して履き替えている。</p>

項目内容	対策・ルール・作業手順の例
工場内の休憩場所・喫煙場所に関する項目	<p>飲食及び喫煙をする場所を決めており、工場の製造ラインに衛生的な影響を及ぼさないようにしている。</p> <p>飲食及び喫煙をする場所には、ゴミ箱・灰皿が用意されており、衛生的に保管・処理されている。</p> <p>飲食物は、ケース等に保管されている。</p> <p>生ゴミ・廃棄物等は、定期的に処理している。</p>
工場内外の清掃・洗浄等に関する項目	<p>工場外縁、工場内部、設備機械及び運搬車両を定期的に清掃または洗浄している。</p> <p>構造物・機械設備・運搬用の車両の破損、塗料の剥離、錆、ネジ・部品等の緩み、油類の漏洩、その他劣化による異物混入・汚染を防止するように、定期的な点検・修理を実施している。</p> <p>上記の清掃・洗浄・点検のルールは文書化されており、実施責任者、実施時期、実施内容を明確にしている。</p> <p>例) 工場床の清掃・・・毎日製茶終了後、ホースとブラシで茶葉を洗い流す。また、排水溝は毎金曜日に清掃する(実施責任者:Aさん)</p>
工場の用具管理に関する項目	<p>掃除用具・へら・工具・部品・箕等の備品自体の破損、劣化による異物混入・汚染の防止対策を実施している。</p> <p>掃除用具は、直接茶葉に触れる製造ラインを掃除する道具とそうでないものを区別している。</p> <p>掃除用具・へら・工具・部品・箕等の備品の保管場所が決まっている。使用時以外は、所定の保管場所に戻されている。</p> <p>掃除道具は、床から離して埃だまりを発生させないように管理している。</p> <p>コンプレッサーは、水分や油分を除去した衛生的な圧縮空気を提供できるようにしている(フィルターの定期交換等)。また、除去された油や水分が床を汚染することなく適切に処分している。</p>

項目内容	対策・ルール・作業手順の例
廃棄物に関する項目	<p>修理や掃除・洗浄で発生した廃棄物は、確実に撤去して廃棄物保管容器に廃棄している。</p> <p>廃棄物保管容器は、誤って製品と混じらないように識別して保管している。</p>
油類・塗料に関する項目	<p>茶葉が触れる可能性のある製造ライン上の部品に注油する場合には、食品専用の油を使用している。</p> <p>油類、塗料、薬剤等の化学物質の保管場所を決めて保管している。使用時以外は、所定の保管場所に戻している。</p>
包装資材に関する項目	<p>大海・ダンボール・梱包資材等の保管場所を決めて保管している。</p> <p>使用時以外は、加工エリアに放置されことなく、所定の保管場所に戻している。</p> <p>大海・ダンボール・梱包資材等は、床に直置きされていない。</p>
金属片の異物混入に関する項目	<p>商品の梱包・包装前に除鉄装置を設置している。</p> <p>除鉄装置は定期的に保全している。</p>

別表5： 2-3-2 農業労働の事故を防止する対策・ルール・作業手順の例

No.	対策・ルール・作業手順の例
1	床の配管で、つまずかないようカバーをつけるなど対策を取っている。
2	内部の排水溝には蓋をしている。
3	地下ピットへの転落を防止する対策を取っている。
4	配電盤、制御盤の漏電防止措置をしている。
5	機械に巻き込まれないよう安全フレームをつけている。
6	製茶機械の点検や清掃の際には、主電源を完全に切ってから実施している。
7	機械の電源を入れる際には、大きな声を掛ける等で作業者の安全を確保している。
8	高所作業の際には、ハシゴや脚立の固定等、安全対策をしている。
9	危険箇所には、注意を促す表示をしている。

宇治茶GAP実践誓約書

私は、宇治茶の生産者及び産地がこれからも持続的に発展していくことを目的に、宇治茶GAPの実践に取り組むことを誓約いたします。

なお、宇治茶GAP研修会の受講や指導者による指導・助言に基づき、宇治茶GAP点検シートにより自己点検を実施した結果、下記の改善点が見出されたので、すみやかに改善に取り組めます。

また、宇治茶GAPの承認に向けても、取り組みをすすめていきます。

【宇治茶GAP研修会の受講確認欄】

宇治茶GAP研修会の受講の有無	受講済 ・ 未受講
-----------------	-----------

※未受講の方は、宇治茶GAP指導員にご相談ください

【茶園管理編】

改善に取り組む事項(なにを)	改善方法(どうするのか)	点検シートNo.

※ 製茶工場の方は記入不要です。

【製茶工場編】

改善に取り組む事項(なにを)	改善方法(どうするのか)	点検シートNo.

※ 全量を委託加工に出されている生産者の方は記入不要です。

『**まずは、リスクの高いところから、出来るところから取り組んでいきましょう。**』

2026年 月 日

住所：京都府

氏名： _____ (印)

氏名： _____ (印)

氏名： _____ (印)

※経営が同一である家族または法人の構成員に限り併記可

宇治茶GAP実践確認証

貴殿から提出された宇治茶GAP実践誓約書につきまして、内容等を確認した結果、宇治茶GAP実践者と認めます。

2026年 月 日

宇治茶GAP推進協議会

宇治茶GAP推進協議会

(京都府、J A京都中央会、京都府茶生産協議会、茶産地J A、
J A全農京都、(公社)京都府茶業会議所、京都府茶協同組合)

印刷：京都府茶生産協議会

〒601-8585 京都市南区東九条西山王町1番地

TEL 075-681-4325

FAX 075-692-2087

